

令和7年11月25日開催

## 新庄市農業委員会第30回総会議事録

新庄市農業委員会

新庄市農業委員会総会（令和7年11月）議事録

1. 開催日時 令和7年11月25日（火）午前10時00分

2. 開催場所 新庄農業基盤管理センター

3. 出席委員（17名）

1番 浅沼 玲子	2番 笹 行也
3番 松田 浩一	4番 早坂 浩樹
5番 指村 貞芳	6番 森 良一
7番 下山 秀一	8番 奥山 久
9番 中鉢 浩	10番 五十嵐 成生
11番 田宮 成彦	12番 齋藤 謙二
13番 星川 吉和	15番 三原 幸一
16番 星川 秀男	18番 佐藤 喜代志
19番 高山 光弥	

4. 欠席した委員（2名）

14番 伊藤 和彦	17番 星川 豊
-----------	----------

## 5. 議事日程

- 日程第 1 議事録署名委員及び会議書記指名
- 日程第 2 議案第 105 号 農地法第3条の規定による許可の取消しについて
- 日程第 3 議案第 106 号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第 4 議案第 107 号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 日程第 5 議案第 108 号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程第 6 議案第 109 号 農地法第5条許可に係る事業計画の変更申請について
- 日程第 7 議案第 110 号 農用地利用集積等促進計画(案)の意見について
- 日程第 8 議案第 111 号 農用地利用集積等促進計画(案)の意見について(賃借権移転)
- 日程第 9 議案第 112 号 農業振興地域整備計画の変更について
- 日程第 10 報告第 80 号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- 日程第 11 報告第 81 号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程第 12 報告第 82 号 地目変更登記に係る法務局からの照会について
- 日程第 13 報告第 83 号 時効取得を原因とする農地の権利移転又は設定に係る法務局からの通知について
- 日程第 14 報告第 84 号 農業者年金に関する裁定請求書等の確認について

## 6. 出席した事務局職員

事務局長	今田 新	局長補佐	鏡 彰 広
主任	結城 美緒	主 事	星川 真優

## 7. 総会議長

浅沼 玲子

## 8. 会議の概要

### ○議長

それでは、これより令和7年度新庄市農業委員会第30回総会を開催いたします。議事に入る前に事務局より出席の確認をお願いします。

### ○事務局長

現在の出席委員数は17名です。欠席通告者は14番伊藤和彦委員と17番星川豊委員の2名です。従いまして、現に在任する委員の出席数が過半数を上回っておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本第30回総会が成立していることをご報告申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長

それではこれより議事に入ります。はじめに、日程第1、議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。慣例により議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。

<「異議なし」という者あり>

○議長

ご異議ないようですので、議事録署名委員に9番中鉢浩委員と11番田宮成彦委員の両名をお願いいたします。なお、本日の会議書記には事務局職員の結城美緒さんと星川真優さんを指名いたします。以上で日程第1を終わります。

○議長

次に日程第2、議案第105号農地法第3条の規定による許可の取消しについてを上程します。それでは事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

議案第105号農地法第3条の規定による許可の取消しについて、稲舟地区1件ございます。

今年の9月総会にて許可決定されましたが、譲受人が勤務する法人で農地を転用し、駐車場として利用する計画があった為、取消しの申請がありました。ご審議の程よろしくお願ひいたします。

○議長

ただいまの提案に関連して、担当委員の方から現地調査の結果について報告をお願いします。それでは、稲舟地区1番について調査報告をお願いします。

○19番

議案第105号農地法第3条の規定による許可の取消しについて、稲舟地区1番につきまして11月17日に調査確認しました。9月10日に3条許可になった案件です。土地の利用形態が変わったことによる取消申請です。当初は、許可を受けた譲受人が農地として活用する予定でしたが、その後当該譲受人が勤務する会社が駐車場として利用する計画が生じたことで、取消申請に至ったということです。許可の取り消しが承認された後、会社から法人として改めて農地転用の許可申請が出される見込みです。よろしくお願ひします。

○議長

ご苦労様でした。

それではこれより質疑に入ります。ただいまの調査報告について質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第105号農地法第3条の規定による許可の取消しについては、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」という者あり>

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第105号農地法第3条の規定による許可の取消しについては、原案のとおり可決、決定されました。

○議長

次に日程第3、議案第106号農地法第3条の規定による許可申請についてを上程します。ここで6番森良一委員が関係委員となっておりますので、農業委員会法等に関する法律第31条の規定により退席します。暫時休憩します。

( 森良一委員 退席 )

○議長

休憩を解いて再開いたします。

それでは事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

議案第106号農地法第3条の規定による許可申請について、新庄地区7件、稲舟地区4件、萩野地区5件、八向地区5件、計21件ございます。

権利設定の内訳としましては、賃貸借権が16件、所有権移転が5件でございます。尚、農地法第3条第2項各号の審査基準には該当しない為、許可要件を満たしていると考えます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長

ただいまの提案に関連して、担当委員の方から現地調査の結果について報告をお願いします。それでは、新庄地区1番について調査報告をお願いします。

○2番

議案第106号農地法第3条の規定による許可申請について、新庄地区1番につきまして、11月19日に調査確認しました。譲受人と譲渡人は親子関係であり、贈与による所

有権移転を行いたいということであります。問題ないと判断いたしました。よろしくお願いいたします。

○議長

続いて、新庄地区2番について調査報告をお願いします。

○2番

新庄地区2番につきまして、11月19日に調査確認しました。両者の知り合いを通じて双方で話がまとまったとのこと。問題ないと思いますのでよろしくお願いいたします。

○議長

続いて、新庄地区3番について調査報告をお願いします。

○2番

新庄地区3番につきまして、11月19日に調査確認しました。譲渡人所有農地の隣りを耕作している譲受人にお願いしたとのこと。問題ないと思いますのでよろしくお願いいたします。

○議長

続いて、新庄地区4番について調査報告をお願いします。

○10番

新庄地区4番につきまして、11月20日に調査確認しました。譲渡人は現在県外に在住しており、元々自宅裏にある該当の農地が荒れている状態でした。譲渡人が不在の間、隣人である譲受人が草刈り等を行っており、周囲への影響も考慮して売買という形で話がまとまったとのこと。今後は当面畑として使用する予定だそうです。価格水準が若干高めですが、住宅地に隣接しており双方合意している為問題ないと思います。よろしくお願いいたします。

○議長

続いて、新庄地区5番について調査報告をお願いします。

○2番

新庄地区5番につきまして、11月20日に調査確認しました。集積計画期間満了に伴う利用権再設定ですが、今回は農地法第3条での利用権設定ということ。問題ないと思いますのでよろしくお願いいたします。

○議長

続いて、新庄地区6番について調査報告をお願いします。

○15番

新庄地区6番につきまして、10月27日契約時に立ち合い調査確認しました。貸人が相続を行い、あっせん希望を出した案件です。近隣である借人が耕作するということがまとまりました。問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

○議長

続いて、新庄地区7番について調査報告をお願いします。

○9番

新庄地区7番につきまして、11月19日に調査確認しました。数年前から借人が耕作していました。今回、農業委員会を通すことで正式な賃貸借権の設定にしたいとのことです。問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

○議長

続いて、稲舟地区1番について調査報告をお願いします。

○19番

稲舟地区1番につきまして、11月17日に調査確認しました。貸人の農地を耕作していた方が逝去されたとのことで、近隣の借人が耕作することになったとのことです。問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

○議長

続いて、稲舟地区2番について調査報告をお願いします。

○19番

稲舟地区2番につきまして、11月17日に調査確認しました。渡人が離農されることで購入者を探していました。今回受人が購入するということがまとまったそうです。問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

○議長

続いて、稲舟地区3番について調査報告をお願いします。

○19番

稲舟地区3番につきまして、11月17日に調査確認しました。稲舟地区2番と同様、渡人が離農されることで購入者を探していました。今回受人が購入するということがまとまったそうです。問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

○議長

続いて、稲舟地区4番について調査報告をお願いします。

○19番

稲舟地区4番につきまして、11月17日に調査確認しました。以前は借人が個人で借りていましたが、今回法人として借りることになったとのこと。問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

○議長

続いて、萩野地区1番について調査報告をお願いします。

○13番

萩野地区1番につきまして、11月18日に調査確認しました。貸人と借人は親戚関係にあり、貸人が農業継続困難とのことで借人が耕作することになりました。問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

○議長

続いて、萩野地区2番について調査報告をお願いします。

○12番

萩野地区2番につきまして、11月18日に調査確認しました。集積計画期間満了に伴う利用権再設定で、問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

○議長

続いて、萩野地区3番について調査報告をお願いします。

○4番

萩野地区3番につきまして、11月18日に調査確認しました。以前は借人の父が賃貸借権の契約をしていましたが、契約期間満了となった為今回は息子さんが契約することとなりました。問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

○議長

続いて、萩野地区4番について調査報告をお願いします。

○4番

萩野地区4番につきまして、11月18日に調査確認しました。集積計画期間満了に伴う利用権再設定で、今回農地法第3条で契約することとなりました。単価が低めである理由は、耕作する上での条件が悪いためだそうです。問題ないと思いますのでよろしくお願

いします。

○議長

続いて、萩野地区5番について調査報告をお願いします。

○4番

萩野地区5番につきまして、11月18日に調査確認しました。萩野地区4番同様、集積計画期間満了に伴う利用権再設定ですが、今回は農地法第3条で設定することとなりました。問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

○議長

続いて、八向地区1番について調査報告をお願いします。

○3番

八向地区1番につきまして、11月17日に調査確認しました。農地法第18条第6項関連の案件になります。以前は借人の父が借りていましたが逝去された為、相続人代表の借人が契約することとなりました。問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

○議長

続いて、八向地区2番について調査報告をお願いします。

○11番

八向地区2番につきまして、11月19日に調査確認しました。集積計画期間満了に伴う利用権再設定ですが、農地法第3条で設定したいということです。問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

○議長

続いて、八向地区3番について調査報告をお願いします。

○11番

八向地区3番につきまして、11月19日に調査確認しました。八向地区2番と同様、集積計画期間満了に伴う利用権再設定で、農地法第3条に切り換える事案です。問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

○議長

続いて、八向地区4番について調査報告をお願いします。

○11番

八向地区4番につきまして、11月19日に調査確認しました。八向地区2番・3番と同様、集積計画期間満了に伴う利用権再設定で、農地法第3条に切り換える事案です。問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

○議長

続いて、八向地区5番について調査報告をお願いします。

○11番

八向地区5番につきまして、11月19日に調査確認しました。貸人が規模縮小する為、同じ地区の借人に依頼して合意したそうです。問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

○議長

ご苦労様でした。

それではこれより質疑に入ります。ただいまの調査報告について質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第106号農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」という者あり>

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第106号農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり可決、決定されました。

ここで、退席委員の入場を認めます。暫時休憩します。

( 森良一委員 入場・着席 )

○議長

休憩を解いて再開いたします。

○議長

次に日程第4、議案第107号農地法第4条の規定による許可申請についてを上程します。それでは事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

議案第107号農地法第4条の規定による許可申請について、萩野地区1件ございます。萩野地区1番について、今年の10月総会で地目変更登記に係る法務局からの照会について報告した案件となっております。2筆ありますが、大字萩野字赤坂322-3について、10月総会では、農地転用の追認を受けることを条件に原状回復命令なしと回答した旨報告しましたが、事務局と法務局でうまく意思疎通ができなかったため、追認の許可を得る前に法務局が地目を宅地に変更してしまいました。今後このようなことがないように、先日双方で再発防止策を協議したところです。

もう1筆の大字昭和字昭和455ですが、こちらはこの度の許可申請で改めて追認の許可を受けるものです。

ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長

ただいまの提案に関連して、担当委員の方から現地調査の結果について報告をお願いします。それでは、萩野地区1番について調査報告をお願いします。

○4番

議案第107号農地法第4条の規定による許可申請について、萩野地区1番につきまして、11月18日に調査確認しました。事務局の説明通りで間違いありませんのでよろしくをお願いします。

○議長

ご苦労様でした。

それではこれより質疑に入ります。ただいまの調査報告について質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第107号農地法第4条の規定による許可申請については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」という者あり>

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第107号農地法第4条の規定による許可申請については、原案のとおり可決、決定されました。

○議長

次に日程第5、議案108号農地法第5条の規定による許可申請についてを上程します。それでは事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

議案第108号農地法第5条の規定による許可申請について、新庄地区1件ございます。住宅建築を行う事業計画です。譲渡人2名と譲受人2名のうち奥さんが親子関係である為、権利設定は使用貸借権です。

ご審議の程よろしくお願いたします。

○議長

ただいまの提案に関連して、担当委員の方から現地調査の結果について報告をお願いします。それでは、新庄地区1番について調査報告をお願いします。

○6番

議案第108号農地法第5条の規定による許可申請について、新庄地区1番につきまして、11月19日に調査確認しました。事務局の説明通りで間違いありませんのでよろしくお願いたします。

○議長

それではこれより質疑に入ります。

ただいまの調査報告について質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第108号農地法第5条の規定による許可申請については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」という者あり>

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第108号農地法第5条の規定による許可申請については、原案のとおり可決、決定されました。

○議長

次に日程第6、議案第109号農地法第5条許可に係る事業計画の変更申請についてを上程します。それでは事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

議案第109号農地法第5条許可に係る事業計画の変更申請について、新庄地区1件ございます。

内容は、土地造成や物置設置などの追加工事と工期延長を行う事業変更申請でございます。この案件は昨年11月総会で上程され、今年1月で許可を受けております。転用許可後、工事着工してから土地が想定よりぬかるんでいたことが判明したため、砕石敷きを行い、水路に砕石が流入しないようにコンクリート塀を設置したいということです。また、盗難防止のため軽量の資材等を格納する物置を2棟建築し、工期の延長を行う事業変更申請です。

ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長

ただいまの提案に関連して、担当委員の方から現地調査の結果について報告をお願いします。それでは、新庄地区1番について調査報告をお願いします。

○6番

議案第109号農地法第5条許可に係る事業計画の変更申請について、新庄地区1番につきまして、11月19日に調査確認しました。工事が遅延した理由としては、追加工事等で多忙だったことと現地の土壌状態が悪い為に作業が遅れているとのこと。資材置き場は必要なので必ず建築するとのこと。今後も現場の状況を注視してまいります。

○議長

ご苦労様でした。それではこれより質疑に入ります。

ただいまの調査報告について質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第109号農地法第5条許可に係る事業計画の変更申請については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」という者あり>

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第109号農地法第5条許可に係る事業計画の変更申請については、原案のとおり可決、決定されました。

○議長

次に日程第7、議案第110号農用地利用集積等促進計画（案）の意見についてを上程します。ここで18番佐藤喜代志委員が関係委員となっておりますので、農業委員会法等に関する法律第31条の規定により退席します。暫時休憩します。

（佐藤喜代志委員 退席）

○議長

休憩を解いて再開いたします。

それでは事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

議案第110号農用地利用集積等促進計画（案）の意見について、新庄地区2件、萩野地区2件、八向地区1件、計5件意見照会がございました。権利設定の内訳としましては、賃貸借権の新規が2件、賃貸借権の再設定が3件、計5件ございます。

ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長

それではこれより質疑に入ります。

ただいまの議案の説明について質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第110号農用地利用集積等促進計画（案）の意見については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」という者あり>

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第110号農用地利用集積等促進計画（案）の意見については、これを適当とし回答することに決定されました。

ここで、退席委員の入場を認めます。暫時休憩します。

（佐藤喜代志委員 入場・着席）

○議長

休憩を解いて再開いたします。

○議長

次に日程第8、議案第111号農用地利用集積等促進計画（案）の意見について（賃借権移転）を上程します。それでは事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

議案第111号農用地利用集積等促進計画（案）の意見について（賃借権移転）につきまして、萩野地区1件意見照会がございました。権利設定の内訳としましては、賃借権移転が1件ございます。

ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長

これより質疑に入ります。

ただいまの議案の説明について質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第111号農用地利用集積等促進計画（案）の意見について（賃借権移転）は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」という者あり>

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第111号農用地利用集積等促進計画（案）の意見について（賃借権移転）は、これを適当とし回答することに決定されました。

○議長

次に日程第9、議案第112号農業振興地域整備計画の変更についてを上程します。それでは事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

議案第112号農業振興地域整備計画の変更について、稲舟地区1件意見照会がございました。

該当地は新庄東高等学校の北側に位置し、譲受人は多目的運動広場を整備することで教育設備の充実を図る予定です。該当地の地目は「田」であり、地域計画区域内ではありましたが、地域計画除外の申請済みで、農地転用の手続きを必要とします。

ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長

ただいまの提案に関連して、担当委員の方から現地調査の結果について報告をお願いします。それでは、稲舟地区1番について調査報告をお願いします。

○19番

議案第112号農業振興地域整備計画の変更について、稲舟地区1番につきまして11月17日に調査確認しました。新庄東高等学校のサッカー場新設に伴う農業振興地域整備計画の変更です。今回の変更に伴い、周辺の農地に用水供給の面で悪影響が及ぶことのないよう、12月中に新庄土地改良区において農業者と事業者が協議の場を設けることになっているとのことです。問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

○議長

ご苦労様でした。それではこれより質疑に入ります。  
ただいまの調査報告について質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第112号農業振興地域整備計画の変更については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」という者あり>

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第112号農業振興地域整備計画の変更については、これを適当とし回答することに決定されました。

○議長

次に日程第10、報告第80号農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを上程いたします。それでは事務局より説明をお願いいたします。

○事務局

報告第80号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、新庄地区4件、稲舟地区1件、萩野地区2件、八向地区2件、計9件ございます。

内容につきましては、相続による所有権取得であっせん等の希望は、稲舟地区1番と萩野地区1番の、計2件ございます。よろしくお願いいたします。

○議長

それではこれより質疑に入ります。

ただいまの事務局の説明について質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。よって報告第80号農地法第3条の3第1項の規定による届出については、原案のとおり受理を確認しました。

○議長

次に日程第11、報告第81号農地法第18条第6項の規定による通知についてを上程します。それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

報告第81号農地法第18条第6項の規定による通知について、新庄地区3件、八向地区1件、計4件ございます。

新庄地区1番2番につきましては、筆界未定地で現在受け手は決まっていますが、調整中となっております。新庄地区3番につきましては、既に受け手が決まっております。八向地区1番につきましては、受け手が決まっております農地法第3条関連となっております。

いずれの案件も届出書の記載事項に不備のないことを確認し、受理しましたのでよろしくお願いたします。

○議長

ただいまの報告第81号農地法第18条第6項の規定による通知について、質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。よって報告第81号農地法第18条第6項の規定による通知については、原案のとおり受理を確認しました。

○議長

次に日程第12、報告第82号地目変更登記に係る法務局からの照会についてを上程します。事務局より説明をお願いします。

○事務局

報告第82号地目変更登記に係る法務局からの照会について、新庄地区1件ございます。新庄地区1番について、10月23日に森班長、三原委員、事務局で現地調査いたしました。転用の時期及び内容は議案書の通りです。県より原状回復命令はなく、非農地として法務局へ回答いたしました。よろしくお願いいたします。

○議長

これより質疑に入ります。

ただいまの事務局の説明について、質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。よって、報告第82号地目変更登記に係る法務局からの照会については、原案のとおり承認されました。

○議長

次に日程第13、報告第83号時効取得を原因とする農地の権利移転又は設定に係る法務局からの通知についてを上程します。事務局より説明をお願いします。

○事務局

報告第83号時効取得を原因とする農地の権利移転又は設定に係る法務局からの通知について、稲舟地区1件ございます。内容については議案書の通りです。よろしくお願いいたします。

○議長

これより質疑に入ります。

ただいまの事務局の説明について、質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。よって、報告第83号時効取得を原因とする農地の権利移転又は設定に係る法務局からの通知については、原案のとおり承認されました。

○議長

次に日程第14、報告第84号農業者年金に関する裁定請求書等の確認についてを上程します。事務局より説明をお願いします。

○事務局

報告第84号農業者年金に関する裁定請求書等の確認について、萩野地区2件ございます。それぞれ新・旧の老齢年金を受給するための裁定請求書等の確認です。よろしくお願いいたします。

○議長

これより質疑に入ります。

ただいまの事務局の説明について、質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。よって、報告第84号農業者年金に関する裁定請求書等の確認については、原案のとおり承認されました。

以上で、本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了いたしました。

その他の件について何かございませんか。

<「なし」という者あり>

○議長

ないようですので、これで新庄市農業委員会第30回総会を閉会いたします。

本総会議事録は、新庄市農業委員会会議規則第18条の規定によりこれを作成し、その次第に相違ないことを証明するため茲に署名する。

令和7年11月25日

新庄市農業委員会

議 長 浅沼 玲子

議事録署名委員 中鉢 浩

議事録署名委員 田宮 成彦